

議案第 10 号

平成 30 年度伊賀市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 30 年度伊賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内戸数	11,000 戸
(2) 年間総排水量	4,244,000 m ³
(3) 一日平均排水量	11,627 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管路整備費	280,860 千円
処理場整備費	485,178 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	2,645,675 千円
第 1 項 営業収益	660,316 千円
第 2 項 営業外収益	1,985,359 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	2,671,515 千円
第 1 項 営業費用	2,332,113 千円
第 2 項 営業外費用	298,829 千円
第 3 項 特別損失	20,523 千円
第 9 項 予備費	20,050 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	1, 715, 310千円
第1項 国庫補助金	306, 420千円
第2項 県補助金	5, 875千円
第3項 負担金等	15, 092千円
第4項 他会計補助金	895, 440千円
第5項 企業債	404, 400千円
第8項 基金取崩収入	88, 083千円

支 出

第1款 資本的支出	1, 698, 704千円
第1項 建設改良費	822, 653千円
第2項 企業債償還金	869, 697千円
第5項 基金繰入支出	6, 354千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	千円 404, 400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金及び特定資金について は、その融通条件により、銀行 その他の場合には、債権者との 協定によるものとする。ただし、 企業財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、若しく は繰上償還又は低利に借換えす ることができる。
計	404, 400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 117,349千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,277,950千円である。

平成30年2月27日提出

伊賀市長 岡本 栄